

「事前登録型本人通知制度」の導入について

住民票の写しや戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等（以下これらを総称して「証明書」といいます。）の不正請求を抑止することで、証明書の不正取得による個人の権利・利益の侵害を防止することを目的として、「事前登録型本人通知制度」を令和6年7月から導入します。

1 制度概要

「事前登録型本人通知制度」とは、証明書の不正取得により身元調査等が行われ、個人の権利・利益が侵害されることや、特殊詐欺等の犯罪に悪用されることを防止するために、市が代理人や第三者に証明書を交付した場合に、事前登録をしている本人に対しその事実を通知する制度です。

なお、本制度は、代理人や第三者に対する証明書の交付を拒否したり、本人に対して交付の可否を問い合わせたりする制度ではありません。

また、本制度は法制化されたものではなく、本市の独自施策として実施します。

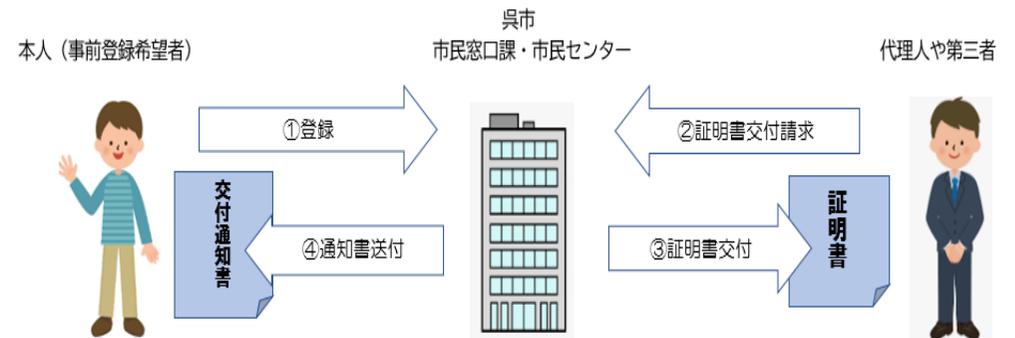
(1) 登録申請できる人

呉市に住民登録又は戸籍がある者（過去にあった者も含みます。）

(2) 通知対象となる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍全部事項証明書・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）
- ・戸籍記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し

※除票又は除かれた戸籍を含みます。



(3) 通知対象となる請求

・代理人からの請求

本人等からの委任状を持参した代理人による請求

※「本人等」とは

住民票等：本人又は本人と同一の世帯に属する者

戸籍等：本人又は本人と同一の戸籍に記載されている者，配偶者，直系尊属（父母・祖父母等）若しくは直系卑属（子・孫等）

・第三者からの請求

※「第三者」とは，証明書を必要とする申出が相当と認められた者です。

（弁護士，司法書士等の特定事務受任者も含まれます。）

(4) 通知する内容

- ・ 交付年月日
- ・ 交付請求者の区分（代理人又は第三者）
- ・ 交付証明書の種類と通数

(5) 交付から通知発送までに要する期間

おおむね2週間程度を想定

2 制度導入の効果

呉市では，不正取得が明白となった場合に本人に通知する「不正取得通知型本人通知制度」を既に導入していますが，即時性・実効性のある「事前登録型本人通知制度」を新たに導入することで，更なる不正取得の抑止を図ることができます。

なお，両制度は制度内容が異なるため，別制度として運用していきます。

3 個人情報保護の取組

登録申請受付の際は、次のことについて申請者に丁寧な説明を行います。

- ・ 証明書の交付請求の受付時には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき厳格な審査を行うなど、不正取得防止策を徹底していること。
- ・ 通知された交付請求について、呉市が保有する個人情報の開示請求をすることができますが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示請求であり、第三者の個人情報（交付請求者個人の氏名等）など、原則として開示できない情報もあること。

4 他自治体の本人通知制度導入状況

	県内市（14市）令和5年3月時点	中核市（62市）令和5年2月時点
事前登録型	8市 ※1（57.1%）	34市（54.8%）
不正取得通知型	3市 ※2（21.4%）	17市（27.4%）
両制度併用	2市 ※3（14.3%）	9市（14.5%）

※1 竹原市・三原市・尾道市・福山市・府中市・三次市・東広島市・安芸高田市

※2 尾道市・福山市・呉市

※3 尾道市・福山市